

津和野町子育て支援施設整備事業補助金交付要綱をここに公布する

令和8年7月15日

津和野町長 下森 博之

津和野町告示第58号

津和野町子育て支援施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津和野町補助金等交付規則（平成17年津和野町規則第38号。以下「規則」という。）第3条別表に規定する児童福祉及び保健、衛生に関する事業補助金等のうち、子育て支援施設の修繕等にかかる経費の一部を助成する津和野町子育て支援施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（令和5年6月30日付けこ成母第34号。以下要綱という。）第3条に規定する事業とする。

(補助対象額)

第3条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内とする。

2 補助金の額は次により算定する。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費から当該補助金以外の収入を差し引いた額に2分の1を乗じた額とする。
- (2) 補助金の上限額は150千円とする。
- (3) 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請等)

第4条 補助金の交付申請その他交付に関して必要な手続きは、規則の例により行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。